

会議の名称	平成26年度第5回個人情報保護運営審議会		
開催日時	平成27年1月21日(水)午後6時30分～9時10分		
開催場所	東村山市役所 北庁舎2階 第4会議室		
出席者 及び欠席者	<p>●出席者： (委員) 臼井雅子会長・嶋田節男委員・田村初恵委員・杉本みさ子委員・羽生田孝雄委員・水越久吉委員 (市事務局) 當間総務部長・清遠総務部次長・瀬川総務課長・湯浅情報公関係長・須藤情報公関係主事</p> <p>●欠席者：水戸部瑞江委員</p>		
傍聴の可否	傍聴不可	傍聴不可の場合はその理由	会議の中で、東村山市情報公開条例第6条各号に規定する非公開情報(個人情報や、市の情報セキュリティ対策の詳細情報など)が含まれる事項を審議するため
会議次第	<p>1. 総務部長挨拶</p> <p>2. 会長へ諮問書授受</p> <p>3. 諮問審議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・諮問第10号「東村山市生活困窮者自立支援事業施行準備業務委託」(生活福祉課) ・諮問第11号「共通番号制度施行に伴う中間サーバー・プラットフォームASPサービスの利用」(情報政策課) ・諮問第12号「共通番号制度施行に伴う団体内総合宛名システムの導入及び保守管理業務委託」(情報政策課) 		
問い合わせ先	<p>総務部 総務課 情報公関係 担当者名 湯浅・須藤 電話番号 042-393-5111 (内線2317) ファックス番号 042-390-6227</p>		
会 議 経 過			
<p>(1) 総務部長挨拶 皆さんこんばんは。本日はお足もとの悪い中ご出席いただきありがとうございます。事務局からもありました通り、番号法に関する案件が2件ございます。どうぞ審議の程よろしく願いいたします。時間が限られていますので、簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。</p> <p>(2) 諮問書授受 総務部長から臼井会長へ諮問書を手渡す。</p> <p>(3) 諮問審議</p> <p>○ 諮問第10号「東村山市生活困窮者自立支援事業施行準備業務委託」について、諮問どおり行うことを「可」とする。</p> <p>※委員意見及び生活福祉課の回答 ● 生活保護被保護世帯のなかで中学生のいる世帯はどのくらいか。 → 90世帯ほどである。最終的には被保護世帯の中学生だけではなく、生活保護</p>			

の手前だが経済的に困窮している世帯や就学援助制度利用世帯の中学生も対象とする。

- 諮問書2ページ【2 委託内容】の下段の文章に「生活保護被保護世帯」という文言があるが、「施行準備委託」の対象はこの世帯に限られないという理解でよいか。
- 今回諮問している3月までの「施行準備委託」では、被保護世帯の中学生のみを対象に学習支援事業の利用勧奨等を行う。4月からの学習支援事業では、就学援助制度利用世帯など被保護世帯以外の中学生も対象にするため、次回の審議会に改めてお諮りする。「可」の答申をいただければ、27年度に就学援助制度を利用する世帯が7月に決定するので、その後当該世帯に対して学習支援事業の案内を送付する。
- 「施行準備委託」で取り扱うのは被保護世帯の個人情報のみであり、4月以降は就学援助制度利用世帯の個人情報も取り扱うという理解でよいか。
- お見込みのとおり。
- 生活困窮者自立支援制度の趣旨は、被保護世帯に限らず、主に生活保護に至る前の困窮者に対して支援を行うものという理解でよいか。
- お見込みのとおり。生活保護に至る前にいかに支援をして、生活保護に至らないようにするかということを中心としている制度である。本制度について市では、生活困窮の方々からの相談をワンストップで受けて支援を継続的に行う「自立支援業務」と、「学習支援」の2本立てで行っていく。「施行準備委託」は、その前段階として2ヵ月間の準備作業を行うものである。
- 4月から「学習支援事業」を実施するために、受託者が2月からの2ヵ月間で対象世帯へ電話や家庭訪問を行い、「学習支援事業」を利用するよう保護者に勧奨するという理解でよいか。
- お見込みのとおり。2月からの2ヵ月間で被保護世帯の中学生のなかから事業の利用者を選定し、4月から「学習支援事業」を開始する。被保護世帯以外の生活困窮世帯（就学援助制度利用世帯など）の中学生も対象に、学習支援事業を実施し、生活困窮世帯と被保護世帯の中学生を支援していく。
- 学習支援事業は、学習支援室で自習している中学生にアドバイスをする形式なのか。
- 塾という位置づけではなく、わからない問題を持ち寄り、そこに学習スタッフが入ってアドバイスする形式を想定している。
- 諮問書4ページ【5 コンピュータ・記録媒体・外部接続の有無】に、「外部回線との接続及びUSBメモリなどの記録媒体の使用は禁止する」と記載されているが、受託者に使用させるパソコンは、構造的には外部回線の接続が可能で、USBメモリも使用できる状態で貸し出すのか。
- 市が貸与するパソコンは外部回線接続とUSBメモリの使用が構造上可能だが、受託者との契約で使用を禁止する。データを保存する際は市ファイルサーバーのみに保存させる。
- 契約で縛るだけでなく、パソコンの構造上、外部回線との接続とUSBメモリ等の使用ができないようにした方が安全だと思う。
- 現在、情報政策課と協議しており、USBメモリ等の使用ができない仕組みにすることが可能か検討する。
- 4月以降も委託先は「中高年事業団やまて企業組合」を予定しているのか。
- 継続性に鑑み、「施行準備委託」を実施したなかで問題がなければ、同事業者に委託する予定である。
- 諮問書3ページ【4 個人情報を取り扱う作業の留意点（2）責任者の配置】に、

「受託者による職員配置は最低限2名」とあるが、この2名は「自立相談支援事業・住居確保給付金」もしくは「学習支援事業」の施行準備業務に携わる職員を指すと思われる。それ以外に、諮問書17ページ【6 委託業務内容（イ）学習支援事業 ②仕様】に「無償ボランティアによる学習スタッフを確保する」とあるが、ボランティアを継続して確保するのはなかなか難しい。どのようにして無償ボランティアによる学習スタッフを確保するのか。

- 受託者を選定する際は「学習スタッフをどのように確保するのか」という点を重視した。やまて企業組合は福祉系の大学と太いパイプをもっているので、教員もしくは福祉関係の仕事に就きたい学生を学習スタッフとして確保できると考えている。
- 諮問書4ページ【4 個人情報を取り扱う作業の留意点（5）契約終了後の個人情報の返還、廃棄方法】に「受託者は、書類に記載された個人情報が判別できないようシュレッダーにて裁断後廃棄する。」とある。以前の審議会でもお話したが、民間では個人情報書類を専門業者に依頼して溶解処理してもらうところが多い。市も溶解処理を義務付けた方がよいのではないか。
- 溶解処理を頼むのはある程度書類の量があるときだが、本事業における個人情報書類はそれほど多くないのか。
- 学習支援事業については、お見込みのとおり。

(情報公開係)

東村山市では、保存年限を過ぎた個人情報書類は職員自ら秋水園の焼却施設に持ちこんで焼却している。この方法で委託費用をかけずに安全に廃棄できるので、書類溶解の委託は原則していない。生活困窮者自立支援事業では受託者の作業場所が市民センターなので、契約終了後、個人情報を含む書類を市に返還させ、市職員が秋水園に持ち運ぶ方法にすれば、受託者にシュレッダーで裁断させるよりもセキュリティは保たれると考える。

- 被保護世帯や生活困窮世帯に関する情報が万一漏えいしてしまうケースを考えると、書類は市に返還してもらった方がよいので検討をお願いする。
- 承知した。
- 作業場所の市民センターには市職員はいるのか。受託業務従事者しかいないのか。
- 現在想定しているのは、市民センター1階の会議室で、受託者が生活困窮者からの相談を受付ける。同じフロアで生活福祉課相談係の職員も業務を行う予定である。
- 市民センターに中学生が出入りする光景はあまりないと思うが、市民センターには防犯カメラを設置しているのか。
- 設置していない。
- お困りの方が相談する際、人目にいかに晒されないかが重要である。中学生は年頃の年代なので、自尊心をどのように守っていくのかが非常に気になる。学習支援事業に参加した中学生にアンケートを実施して「気になる点」や「満足度」を調べるなど、大人目線ではわからない利用者の気持ちを把握し、利用しやすい事業にしていてもらいたい。
- 日本では子どもの貧困率が高く、6人に1人が貧困といわれている。そのなかで学習に慣れていない中学生も多いと思うので、学習意欲の持てる指導及び環境づくりが必要である。学習支援事業に中学生が参加することについて、市と学校との連携はどのようになっているのか。
- 現在、学習支援事業について子ども家庭支援センター、教育委員会と協議を行っており連携していくが、当面、学習支援事業は福祉施策として開始する。今

後、事業が進んでいくなかで学校との関係性を構築していければよいと考えている。

- 生徒のことを一番把握しているのは学校の先生だと思うので、学校側から生徒に「学習支援事業が始まる」という話をされた方がよい。
- 市が保護者、学校、受託者の学習スタッフなどしっかりと連携をとり、中学生を包括的に支援することがこの事業を成功させる鍵になる。
- 中学生に学習の習慣をつけさせたり学力の向上を促すことが事業の目的だが、それ以前に保護者に子どもを学習支援室に通わせることについて承認をいただかないといけないので、保護者へのアプローチも市は重要視している。
- 「生活困窮者自立支援事業」を親子で受ける可能性もあるので、世帯全体を支えることに尽力してもらいたい。
- 承知した。
- 諮問書2ページ【2 委託内容】の下段の文章に、「受託者は市から提供された『被保護世帯中学生情報』をもとに対象世帯へ電話や家庭訪問を行い」とあるが、これは受託者が行うのか。
- 受託者が行うが、事前に生活保護担当のケースワーカーが対象世帯へ4本制度の説明および勧奨を行う。
- 諮問書3ページ【3 受託者が取り扱う個人情報の種類】の文章に、「被保護世帯中学生情報を市ファイルサーバー（Wドライブ）内に保存する。」とあるが、これは、市民センター内の学習支援室にあるパソコンからもアクセスできるサーバーなのか。また、学習支援室にあるパソコンは市ファイルサーバー（Wドライブ）内の受託者・生活福祉課専用フォルダにのみアクセス可能な状態にするのか。
- お見込みのとおり。
- 受託者・生活福祉課専用フォルダには、被保護世帯の中学生以外の情報も入っているのか。
- 2月からの2ヵ月間の「施行準備委託」では、被保護世帯の中学生情報のみ入っている。
- 他の情報を見られてしまう危険性はないという理解でよいか。
- お見込みのとおり。
- 受託者の個人情報管理規定に「残存リスクとして保有する」との文言があるが、残存リスクとして保有した後の処理はどのようにしているのか疑問がある。
- 過日ご審議いただいた「生活保護受給者金銭管理支援業務委託」の際も、同様のご質問をいただいた。その後、受託者の事業所に出向き、実際どのような処理をしているのかチェックリストを作成し実地検査を行った。その際に「うまくいかなかったことでどのようなことがあったのか、そこからどのようなことを学ばれたのか」などを聞いた。「施行準備委託」においても、実地検査を行っていく。
- 紙媒体の廃棄方法について、受託者に廃棄させるのではなく、市で処理をお願いする。なお、支援対象者は中学生だが、対象を広げることは考えているのか。
- 初年度は中学生を対象とするが、事業を進めていくなかで支援対象者を小学校高学年に広げることも検討している。

○ 「マイナンバー - 社会保障・税番号制度 -」についての概要説明（総務課）

このあと行う諮問第11号・12号の前に、番号制度の概要を説明させていただく。「マイナンバー - 社会保障・税番号制度 - 概要資料」という資料をご覧ください。

いただきたい。

今から1年半以上前、平成25年5月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、通称番号法又はマイナンバー法と呼ばれる法律が国会で成立した。番号法は、日本の市区町村に住民登録がある全ての方に「個人番号」という番号を割り当て、複数の機関（主に行政機関と年金、健康保険に関わる機関を指す）が持っている個人の情報を「これは同一人物の情報である」と確認できるようにする基盤整備を行うものである。個人番号を利用できる分野を「税の徴収や社会保障の給付、災害対策の分野」と定めたことから、「社会保障・税番号制度」とも呼ばれる。

番号制度が創設された主な要因は、税や社会保障制度のあり方を見直す必要性が出てきたためである。健康保険や年金の制度ができたのは昭和30年代だが、その頃と今では人口構造や経済成長率がかなり異なる。また、国も地方自治体も債務を抱え、財政基盤の立て直しを問われている。現状に合わせて社会保障の給付と税負担の仕組みを改め、給付と負担の公平化を図る必要があるのだが、これにはまず、個々人の所得や社会保障の給付状況を正確に把握する必要がある。その手段として創設されたのが今回の番号制度である。

現在、行政機関、例えば市役所には、年金の基礎年金番号、介護保険の被保険者番号、国民健康保険の保険証の番号、障害者手帳の番号など事務を行う部署ごとに個人を特定するための番号が存在している。しかし、複数部署を横断して個人を特定できる番号は無いため、それぞれの部署で管理している個人情報が同一人物のものであるかを特定する必要がある際は、照合にかなりの時間がかかっている。また例えば、転入してきた方が所得制限のある児童手当の受給申請をする際は、市から前住所地の市役所へその方の所得情報を照会できるネットワーク基盤がないため、市民の方に自分で前住所地から所得証明を取り寄せて添付していただくなど、市民の方にも負担がかかっている。

番号制度導入後は、国や地方自治体のほか、年金や健康保険に関わる機関は、「情報提供ネットワークシステム」という新たな情報連携基盤を利用することでそれぞれが持つ個人情報の照会・提供ができるようになる。これにより、市民の方が福祉関係の手続をする際に必要だった所得証明書などの添付資料が簡素化される。また、市民の方が年金・雇用保険・健康保険の手続、生活保護・児童手当その他福祉サービスの給付、確定申告などの税の手続などをするとき、申請書に個人番号を記入していただくことになり、これにより行政機関内での同一人物の特定が正確かつ迅速に行えるようになる。

個人番号は、27年10月から住民登録のある全ての方に通知される12桁の番号である。個人番号は一人ひとり異なるもので、生涯使用するものとして原則不変である。個人番号は市町村でそれぞれ作成するのではない。まず、「地方公共団体情報システム機構」（通称：ジェイリス。地方公共団体が共同して運営する地方共同法人。住基ネットや総合行政ネットワークLGWANを現在運営している）という法人に、市から市民の住民票コードを通知する。ジェイリスは、住民票コードをある関数で変換して12ケタの個人番号を作成し、それを市町村に通知する。市は通知された個人番号を「通知カード」の郵送により市民に通知するという流れである。28年1月からは、希望者に「個人番号カード」の交付も始まる。個人番号カードは顔写真付きで、個人認証のための電子証明書が入ったICカードのため、公的な本人確認書類として利用できる。行政機関への電子申請の手続や、インターネットを使った確定申告（イータックス）において、本人であることを証明するカードとしても利用できる。これまで同様のことができる住民基本台帳カードがあったが、28年1月に個人番

号カードの発行が始まると、住基カードの新規発行は終了となる。

個人番号は、社会保障・税・災害対策分野で、番号法で定められた行政手続でのみ使用する。

社会保障分野としては、

1、年金

市民の方が年金の資格取得や資格確認・給付を受ける際に、申請書等の届出用紙に個人番号を記入してもらうことで、行政機関では個人特定を迅速にできるようになる。

2、労働

雇用保険の資格取得や確認・給付を受ける際に利用する。ハローワークの事務でも使用される。

3、福祉・医療

医療保険の保険料徴収や福祉分野のサービス給付、生活保護の実施等に利用する。

4、税分野

市民の方が税務署に提出する確定申告書及び民間企業が従業員に給与を支払う際に給与支払報告書を作成するが、その報告書にも個人番号を記載する。税務署等の内部事務にも利用する。

5、災害対策分野

被災者生活再建支援金の支給や被災者台帳の作成事務に個人番号を利用する。

また、地方公共団体ごとに社会保障・税・災害に関する事務であれば、独自に条例を定めて利用することができる。

番号制度の導入により、行政機関及び自治体などでは個人の特定や個人に係る情報の紐付けを効率的に実施できるようになるが、一方、国民にとっては「自分の個人情報が個人番号をキーにして一元管理され、不正に利用されているのでは」という不安も助長される。そこで番号法では、法律に規定する事務処理以外に個人番号が含まれる情報を収集・保管することを禁止している。また、他人の個人番号を不正に入手したり、個人番号を含む情報を不当に提供した場合には、これまでの住民基本台帳法や個人情報保護法の罰則よりも重い罰則が定められている。さらに自治体には、市民の個人番号を保有する前に個人番号を含む情報に漏えいなどが起こるリスクを分析し、リスク軽減のためにどのような措置をとるかという対策をたてる「特定個人情報保護評価」の実施が義務付けられている。

システム面における保護措置としては、個人情報を一か所に集約する一元管理はせず、市でもこれまでどおり福祉の情報は福祉システム内に、税の情報は税システム内にとり分散管理を行う。他の自治体等との情報連携では、個人番号を使わずに「符号」という別の番号を使い、個人情報の照会・提供を行う。符号も個人番号と同じくジェイリスにおいて住民票コードを関数で変換して作られ、自治体ごとの中間サーバーに保管される。この符号は1人1番号ではなく、例えば小平市から東村山市に転入した方には、小平市では300番という符号、東村山市では500番の符号というように別の番号になる。自治体間で個人情報の照会（情報連携）をするときに、小平市の300番の方は東村山市の500番だという紐付けを総務省が所管する情報提供ネットワークシステムが行い、該当人物の個人情報が正しく回答されるように仲介を行うが、それぞれの市に、相手の市でその方が何番の符号がついているかについては教えない仕組みになっている。これは、自治体間を通じてある人の個人情報を一括して

検索したり集約する一元管理ができないようにシステム設計しているため、一元管理に対する国民の不安を解消する措置がとられている。

今後は27年10月から、市区町村から住民へ個人番号の通知が始まる。28年1月からは、年金の照会や確定申告書の提出時に個人番号の記入が必要になるなど、税・社会保障・災害対策分野における個人番号の利用が開始される。29年1月には国の機関同士での情報提供ネットワークシステムを使った情報連携の開始、同年7月には市区町村を含めた情報連携の開始が予定されている。

※委員意見および総務課の回答

- 民間企業では、個人番号の利活用はできるのか。
 - 民間企業においても、給与支払報告書や社会保険の書類に個人番号を記入するなどの利用は認められている。ただし、番号法に規定する事務処理以外に個人番号が含まれる情報を収集・保管することは禁止されている。
- 銀行などで本人確認書類の提示を求められた場合、個人番号カードを身分証明書として提示することはできるのか。
 - 身分証明書としての提示は可能だが、個人番号が記載されているカード裏面を銀行がコピーしたり個人番号をメモすることは法律で禁止されている。
- 個人番号は生まれてから死ぬまで、全国民に付番されるのか。
 - お見込みのとおり。
- 個人番号カードには有効期限はあるのか。
 - 住基カードと同様に、成人は取得から10年の有効期限で検討されている。
- 他市へ転出しても個人番号は変わらないという理解でよいか。
 - お見込みのとおり。
- 個人番号カードに貼る写真は自分で撮影するのか。
 - その予定である。
- 法務省が所管する登記事務には、個人番号は利用できるのか。
 - 現在の番号法では利用できる事務に入っていないので利用できない。だが、国の諮問機関等で個人番号を利用できる事務を今後広げる方向で話し合いが始まっているので、使用可能な分野は拡大すると考えられる。
- 個人番号カードを紛失した場合はどうするのか。
 - 市に紛失を届け出て、再発行の手続きをしてもらう。
- 番号法に関わるネットワークシステムのなかに自分の情報がどのように保管されているのかは個人情報開示請求で確認可能なのか。
 - 開示請求で確認できる。また、平成29年1月頃にインターネット上に「マイ・ポータル」（番号法上は「情報提供等記録開示システム」という）というページが開設され、そこにアクセスすると、番号法に基づいて自分の個人情報がいつどこに提供されたかなどが自宅のパソコンから確認可能になる予定である。

○ 諮問第11号「共通番号制度施行に伴う中間サーバー・プラットフォームASPサービスの利用」について、諮問どおり行うことを「可」とする。

※委員意見及び情報政策課の回答

- 自分の個人番号及び個人情報が「中間サーバー」にどのように格納されているか、確認はできるのか。また、自分の個人情報が他の自治体から照会を受けたという記録も閲覧できるのか。
 - マイ・ポータルが開設すると、「東村山市が清瀬市に、あなたの税に関する情報をいつ照会して情報提供をうけた」といった情報提供等の記録は確認できるよ

うになる。

- 自分に関するどんな種類の個人情報が格納されているかも閲覧できるのか。
- 将来的には、行政機関が持っている自分の特定個人情報（個人番号が含まれる個人情報）をマイ・ポータルで確認できるようになるというイメージが国から出されているが、確定ではない。
- 市の既存システム等が保有する自分の個人情報については、これまで通り個人情報開示請求を行えば閲覧でき、その内容に誤りがあれば市に訂正を申し出て、是正されるという仕組みがある。中間サーバーに格納されている個人情報が間違っている場合は、訂正の依頼はできるのか。「中間サーバー」には既存システム等が保有する個人情報の副本が保存されるという話だが、中間サーバーと既存システム間のデータの整合性は保証されているのか。
- 間違っただけが中間サーバーに保管されてしまうことはないかという懸念については、例えば「今日市役所である申請をして、既存システムの自分の情報が更新された」というときに、それが即時中間サーバーに反映されるのかというデータ更新の頻度の問題がある。タイムラグの間は既存システムと中間サーバーのデータが合っていないということが考えられる。こういう例ではなくて、中間サーバーにある個人情報の内容そのものが間違っているという場合は、既存システムの原本データに誤りがあるということなので、まず原本データを訂正することになる。
- 29年1月に開始予定のマイ・ポータルは、単に自分の個人情報の利用実績が閲覧できるだけで、自分の個人情報の正確さを確認することはできないのか。
- マイ・ポータル機能は国が構築する。ある程度の機能イメージは市にも示されているが具体的な部分についてはまだまだ情報が出ていないため、現時点では回答できない。マイ・ポータルを使用する際は、個人認証がいるので個人番号カードが必須になる。その他にパソコンやICカードリーダーなどの機材も必要になる。国は個人でそれらの機材を揃えるのは家計の負担になるため、各拠点に国民がマイ・ポータルを確認するためのキオスク端末のようなものを設置する予定と聞いている。ただし、都道府県、各市役所、コンビニなどどこに端末が設置されるかについては示されていない。
- 情報連携を行う個人情報として諮問書31ページに【データ項目】の一覧表があるが、市はこの項目に記載されているすべてのデータを持っているのか。また、これ以外にも個人情報データを持っているのか。
- この一覧は、中間サーバーに保管される情報連携を行う個人情報である。市が既存システム等で保有している個人情報はこのほかにも各種あるが、情報連携を行わない情報は中間サーバーには格納されない。また、共通番号制度の施行に伴い新たに市民から情報を収集するのではない。住基や税、福祉サービス利用状況など以前から収集している個人情報について情報連携を行う。
- 個人情報を他自治体等に照会・提供する際は、個人番号ではなく符号を用いるということだが、符号から個人を特定することはできるのか。
- 例えば東村山市が所沢市にある方の情報を照会する場合、その方の東村山市での符号と所沢市での符号は違うものだが、情報連携ネットワークシステムを通じて照会をかけると、「東村山市の111番さん」が「所沢市の555番さん」と照会先自治体でのその方の符号に変換されて伝わる仕組みである。万一符号が外部に漏れいした場合に、符号から個人が特定されることはないと考えている。符号は個人番号から作られるのではなく、住民票コードにある関数を使って生成される。
- 情報提供ネットワークシステム内での変換というのは、東村山市でのその方の

符号と団体内統合宛名番号がくっついた情報が、システムを通すと所沢市でのその方の符号と団体内統合宛名番号へと変換されるということか。

- 団体内統合宛名番号は各市のなかだけで通用する個人識別番号であって、これは情報連携で外部に出すことはない。情報連携で外部に出る番号は符号だけである。ある方の情報を東村山市が所沢市に照会する際は、東村山市は「111番の符号の方についてこういう個人情報を送ってください」と照会をかける。システム内で「東村山市の111番の人は、所沢市の555番の人である」という変換がなされ、所沢市には「所沢市の555番の符号の方の情報を東村山市が照会しています」と伝わる。
- 諮問書4ページ【3 中間サーバー・プラットフォームに保存される個人情報の種類】の最後に「個人番号及び基本4情報（氏名・住所・性別・生年月日）は保存されません」とあるが、少なくとも名前がわからなければ、その個人情報が誰の情報かわからないのではないか。
- 氏名は使わず符号によって個人を特定することができる仕組みである。
- そうすると、中間サーバーのデータは抜き取られたとしても個人が特定できず活用しようがないと考えてよいか。
- その通り。
- 符号の意味と団体内統合宛名番号の団体がどこかがわからないと、個人を特定できないという理解でよいか。
- その通り。
- データセンターの場所は東京都と大阪府なのか。
- データセンターの具体的な場所は秘密保持の観点から市にも示されていない。東日本と西日本に1か所ずつデータセンターを置き、相互にデータバックアップをとって、東日本で大災害が発生したとしても西日本にあるデータで復旧して被災者支援金の支給などがスムーズに行えることを目指している。
- ヒューマンエラーや内部の不正などで符号の情報が漏えいした場合は符号を再度付け直すと思うが、東村山市の人口は約15万人ということで復旧には何日くらいかかると見込んでいるのか。何かあった際のリカバリーのシナリオはしっかりと作っておく必要があると思う。
- 符号は情報連携時のみ使用するので漏えいの可能性は低いですが、人的な問題で漏えいが起こる可能性はゼロではない。したがって国からは示されていないが、漏えいした場合は改めてジェイリスに符号生成の要求をかけて付け直すことになるだろう。復旧日数は未定である。
- 市民に安心していただくためには説明責任を果たすことが大切である。「個人番号カードを盗まれたなど不正に使われるおそれがあるときは、個人番号を変更できる」「マイ・ポータルで自分の個人情報の照会・提供記録などを確認できる」「市に記録されている自分の個人情報が誤っている場合は訂正請求ができる」という3点は、安心のために市民が聞きたい基本事項だと思う。それに加えて、何か問題が発生した際のリカバリー対策はこのようにできていますよというのを示せば、市民は安心できると思う。
- 中間サーバーに格納される市民の個人情報について、何かあったときのリカバリー対策をしっかりとてていただくようお願いする。
- 承知した。
- 中間サーバーにある情報の更新時期はどうなるのか。税や保険料、要介護度認定など情報連携のためにサーバーに保管する情報はそれぞれ基準日、改定日が違うが。
- 更新時期については国からは示されず、各団体に委ねられることになっている。

現時点では、住基世帯情報や税情報など基本的な情報については毎日の更新が必要だろうと考えている。これから各既存システムを改修して中間サーバーへ必要な個人情報が流れるようにしていくが、その際に所管課と協議して「この手当は月1回の給付だから給付情報の更新は月1回でOK」など、それぞれの情報ごとに適切な更新時期を把握していくことになる。情報政策課ではなく各所管の方が「この情報はこのために使うので、いつまでに最新情報に更新する必要がある」ということをわかっているのので、所管と協議して整理していく。

- 中間サーバーには様々な個人情報が保管されるが、各所管では担当業務に関係する個人情報しかアクセスできないというのは、どのような仕組みで行うのか。
→ たとえば児童手当の担当所管であれば、手当の給付決定に必要な住基世帯情報と税情報は見ることができるが、手当に無関係な健康保険の情報は見ることができないようにする。これは、総務省が開発する中間サーバー・ソフトウェアの機能に「アクセス権限の制御機能」があり、これを使って行う。
- 市民への広報はどのような内容を考えているのか。
→ 「全国民に番号が付番される」「個人番号カードは28年の1月から交付され、それに伴い住基カードの新規発行は停止する」「個人番号カードの裏面に個人番号が記載される。表面は身分証明書として使用できるが、裏面は法律に定めがある業務以外は本人の同意があってもコピーしてはならない」などの制度概要と利用上の注意を周知する必要があると考えている。
- 情報連携を符号で行うので、住基ネットと違い、ネットワーク上から情報が漏れいしたとしても個人が特定される仕組みにはなっていない。このことを市民に説明して安心していただくとよいと思う。
- たとえば税の情報だと、直近の年度の情報だけを中間サーバーに保管するのか。
→ 制度開始時に何年分の情報を保存するかはまだ決まっていないが、複数年分保存することになっている。
- 中間サーバーにはどのようなアクセス監視機能があるのか。東村山市のシステムと同レベルのアクセス監視機能をもっているのか、受託者に聞けるのであれば確認してもらいたい。
→ 確認する。ちなみに、いつ、誰がシステムにアクセスしたのかは記録される。また、不正アクセス監視機能も中間サーバー・プラットフォームASPサービスのなかに用意される。諮問書26ページの中間サーバー・プラットフォームASPサービス仕様書【5 セキュリティ対策】に、「利用者の役割ごとのアクセス権限と不正アクセスの検知、証跡ログの取得」などのセキュリティ対策を講ずる旨が記載されている。26年12月に、プラットフォームの構築・運用業務をジェイリスから委託される業者が日本電気(株)に決まり、これから具体的に機能を詰めていく段階なので、今後、セキュリティの担保についてはジェイリスに確認していきたい。
- 番号法のキャラクターである「マイナちゃん」について、市民に広報したときにはデザインの意味を聞かれると思うので、説明できるようにしておいた方がよい。
→ 承知した。
- 中間サーバーのセキュリティ体制の確認と、東村山市の管理区分である中間サーバー・プラットフォームのセキュリティ体制の更なる向上をお願いする。
- 民間事業者も給与の支払い業務などで個人番号を取扱おうと説明があったので一つ気になるのが、高校生になればアルバイトもするので、アルバイト先に自分の個人番号を聞かれるといった場面に遭遇することになる。未成年者や高齢者にも個人番号の取扱いに関する注意をどうやって伝えていくか、方法を考える

必要があると思う。

→ 承知した。

○ 諮問第12号「共通番号制度施行に伴う団体内総合宛名システムの導入及び保守管理業務委託」について、諮問どおり行うことを「可」とする。

※委員意見及び情報政策課の回答

● 情報政策課サーバー室に受託者が立ち入るとのことだが、記録媒体の種類がどんどん増えている今、データの持ち出し等を防ぐための入退室管理は非常に難しいと感じる。

→ サーバー室で作業するために受託者が情報政策課事務室に出入りする時は、受託者にはカバンなどはすべて情報政策課入口に置かせ、作業に不要なものは極力室内に持ち込ませないようにしている。

● 背広にはポケットが多くついているが、チェックはしないのか。

→ ポケットのチェックはしないが、サーバー室での作業は情報政策課の職員が立ち会いながら行うので、不審な行為があれば職員が気が付く。

● 携帯電話などをポケットに入れているのであれば鞆のなかにしまってもらえるなどの処置はとるのか。

→ 「携帯電話等は持ち込めないので鞆のなかにしまおうように」という声掛けは常にしている。

● 何人くらいで作業するのか。

→ 26年度については日立システムズの会社内でシステムを開発し、27年度に東村山市役所で作業する。市のサーバー室はそれほど広くないので、実際にサーバー室に入って作業するのは一人ないし二人くらいのケースが多い。

● 受託業務従事者で個人情報に触れるのは、情報政策課のサーバー室に来た方に限定されるという理解でよいか。

→ その通り。

● 受託業務従事者が受託者に提出する「個人情報の漏えいに関する誓約書」だが、可能であれば市に誓約書のコピーをもらってほしい。

→ 了解した。

● 受託者が業務を行うなかで、庁内情報ネットワークへの接続など必要があれば情報政策課長の許可を得てから行わなければならない事柄がいくつかあるが、課長が不在の際はどのように対応するのか。

→ 受託者には、課長許可が必要なのはどういうケースかを事前に伝えるので、該当のおそれがあるときは事前に連絡させて課長が判断する。システムにエラーが生じて急きょ対応しなければいけないといった場合で課長が不在の時は、主査に判断を任せる。

● 課長不在時に緊急対応が必要なときは誰に判断を任せるかについては、予め決めておくのか。

→ 決めておく。

● 諮問書3ページ【4 個人情報を取り扱う作業の留意点（4）受託者における個人情報の保管方法、保存年限等】に「やむを得ず個人情報を含むデータを複製する必要が生じたときは」とあるが、やむを得ない場合とはどのようなケースが考えられるのか。

→ システム機器の故障により動作が不安定になった場合に、機械ごと交換しなければならないことがある。その際に一時的にデータを退避させるために複製を作り、機器の故障を直した後でデータを再び戻すという場合が考えられる。

- この審議会でこれまでたびたび所管にお願いしていることがある。それは、システムの稼働確認テストをする際に、いきなり本番データを使わずにテストデータをまず使ってほしいということである。最初はテストデータで確認してから最終確認で本番データを使うということを市の標準ルールにしてほしい。
- ご意見に沿うような形で検討する。
- 諮問書3、4ページの【4 個人情報を取り扱う作業の留意点】【5 コンピュータ・記録媒体・外部接続の有無】を読むと、この内容で十分仕様書になりそうである。後ろについている仕様書はだいぶ簡単に作られているが、諮問書3、4ページに記載されている内容についても、実施するよう受託者にお願いできるのか。
- 諮問書3、4ページに記載した内容は、仕様書ではなく【個人情報の取扱いに関する特約条項】と【東村山市情報セキュリティに関する合意書】のなかに入れて、受託者に実施を求める予定である。
- 仕様書は市からの要求事項を記載するので、具体的な内容にした方がよいと思う。情報セキュリティに関する合意書と内容が重なるとは思うが、仕様書にもセキュリティに関する具体的な取り決めを盛り込むことを検討してほしい。

(4) 報告

報告はなし。

以上

※この会議の資料（諮問書など）は、次の理由によりホームページ等での公表はしません。

【理由】

情報公開条例第6条各号に規定する非公開情報（個人情報や市の情報セキュリティ対策の詳細情報、これから予定している委託契約の情報など）が含まれており、公開することにより情報を早く得た者が契約に有利になったり、コンピュータシステムに不正侵入されるといったおそれがあるため。